

大阪市立小学校体育館空調設備整備事業 要求水準書 新旧対照表

令和7年5月19日付けで公表した要求水準書(修正版)について以下の点を修正した。

No.	頁	項番				修正前	修正後
1	3	第1	5	(2)		(新規追加)	・ <u>受変電設備の維持管理は別途本市が対応し、維持管理業務の対象外とする。</u>
2	4	第1	6	(4)		ただし、選定事業者の提案により 施工期間が1年度以上 短縮された場合(本市が施工時期を指定した学校は除く。)の維持管理終期は、この限りではなく、最終施工分の所有権移転が完了した年度末から13年後の年度末とする。	ただし、選定事業者の提案により「 (3) 施工期間 」の 末日が1年以上 短縮された場合(本市が施工時期を指定した学校は除く。)の維持管理終期は、この限りではなく、最終施工分の所有権移転が完了した年度末から13年後の年度末とする。
3	29	第6	2	(1)		・ 事業期間中に本市はエネルギー供給者を変更する必要があるが、 <u>それを理由として本市が支払う維持管理に係る対価の変更はしないものとする。</u>	・ 事業期間中に本市はエネルギー供給者を変更する必要があるが、 <u>これにより維持管理業者に追加費用(機器の保守契約費用の増加等)が発生した場合は、本市がその費用を負担する。</u>
4	31	第6	2	(5)		・ 対象校ごとに、空調環境の提供で消費するエネルギー量を計測し、月ごとに計量・記録(電気 にあつては、デマンド値を含む。)し、本市及び対象校に報告すること。	・ 対象校ごとに、空調環境の提供で消費するエネルギー量を計測し、月ごとに計量・記録(電気式EHP空調機 にあつては、デマンド値を含む。)し、本市及び対象校に報告すること。
5	32	第6	2	(5)		➤ <u>大阪管区气象台における1時間ごとの外気温度</u>	➤ <u>対象校各校室外機付近の計測データ</u>